

○奈良県営自転車競走実施規則

昭和四十年十二月十六日

奈良県規則第五十三号

改正 昭和四三年六月一八日規則第二三号

昭和四四年七月一日規則第二六号

昭和五〇年一〇月一一日規則第三四号

昭和五八年三月三十一日規則第五三号

昭和五九年一月二八日規則第二七号

昭和六〇年一二月二三日規則第二八号

昭和六二年一二月一日規則第二五号

昭和六三年八月三十一日規則第三一号

平成元年七月二一日規則第一一号

平成三年三月二九日規則第五九号

平成八年一二月一三日規則第三二号

平成一一年三月三十一日規則第五九号

平成一二年一〇月二四日規則第二六号

平成一四年四月五日規則第三号

平成一四年一二月二七日規則第三五号

平成一五年一二月二六日規則第二九号

平成一八年三月三十一日規則第三〇号

平成一九年九月二八日規則第一五号

平成二〇年三月三十一日規則第五〇号

平成二一年五月二六日規則第四号

平成二三年一二月二七日規則第三四号

平成二四年一二月九日規則第一九号

平成二四年一二月二〇日規則第二〇号

平成二七年三月三十一日規則第八一号

平成三一年三月二九日規則第五〇号

令和元年一二月二七日規則第二九号

奈良県営自転車競走実施規則をここに公布する。

奈良県営自転車競走実施規則

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 開催執務員

第一節 通則(第七条—第十条)

第二節 委員長、副委員長、競技委員長及び総務委員(第十一条—第十三条)

第三節 番組編成委員(第十四条)

第四節 検車委員(第十五条—第十七条)

第五節 選手管理委員(第十八条—第二十条)

第六節 審判委員(第二十一条—第二十四条)

第七節 投票委員(第二十五条・第二十六条)

第八節 場内取締委員(第二十七条・第二十八条)

第三章 開催要項(第二十九条—第三十七条)

第四章 参加申込み、検車及び競走に出場する選手等の確定、番組の編成並びに選手等の管理

第一節 参加申込み(第三十八条—第四十条)

第二節 検車及び競走に出場する選手等の確定(第四十一条—第四十七条)

第三節 番組の編成(第四十八条—第五十条)

第四節 選手及び先頭員の管理(第五十一条—第五十四条)

第五章 制裁(第五十五条—第五十九条)

第六章 異議の申出(第六十条・第六十一条)

第七章 入場料及び入場者並びに競輪場内取締り

第一節 入場料及び入場者(第六十二条—第六十九条)

第二節 競輪場内取締り(第七十条・第七十一条)

第八章 勝者投票及び払戻し(第七十二条—第八十三条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号。以下「法」という。)に基づく自転車競走(以下「競輪」という。)の実施について法及び自転車競技法施行規則(平成十四年経済産業省令第九十七号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平一五規則二九・一部改正)

(競輪の開催)

第二条 競輪は、奈良競輪場その他の法第四条第五項本文に規定する競輪場において開催する。

(平三規則五九・平二四規則二〇・一部改正)

(競輪の呼称)

第二条の二 競輪の呼称は、次の各号に掲げる競輪の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 次号に掲げる競輪以外の競輪 何年度第何回奈良県営何々競輪
- 二 県が県以外の競輪施行者と共同して行う競輪(以下「共同開催競輪」という。) 何年度第何回奈良県営共同開催何々競輪

(平二四規則二〇・追加、平二七規則八一・一部改正)

(開催要項)

第三条 競輪開催について必要な事項は、そのつど開催要項をもつて定める。

(開催日時の変更等)

第四条 天災その他やむを得ない事由があるときは、競輪開催の日時を変更し、又は競走を取りやめることがある。

(開催関係事項の公示)

第五条 競輪の開催に関する事項の公示は、競輪開催のつど発行する出走表、場内掲示又は放送をもつて行なう。

(競技に関する事務の委託)

第六条 法第三条の規定により競技実施法人(法第三十八条第一項に規定する競技実施法人をいう。以下同じ。)に委託する競技その他競輪の実施に関する事務の内容は、契約で定める。

(平一九規則一五・一部改正)

第二章 開催執務員

第一節 通則

(開催執務員の構成)

第七条 競輪の開催については、当該競輪に関する事務を執行させるため、次の開催執務委員を置く。

- 一 委員長 一人

- 二 副委員長 若干人
- 三 競技委員長 一人
- 四 総務委員 若干人
- 五 番組編成委員 若干人
- 六 検車委員 若干人
- 七 選手管理委員 若干人
- 八 審判委員 若干人
- 九 投票委員 若干人
- 十 場内取締委員 若干人

2 前項の開催執務委員の事務を補助させるため、所要の係員を置く。

(平二七規則八一・一部改正)

第八条 前条の開催執務委員及び係員(以下「開催執務員」という。)のうち、委員長、副委員長及び県に属する事務を執行する開催執務員には県の職員を、競技委員長及び競技実施法人に属する事務を執行する開催執務員には競技実施法人の職員をもつて充てる。

2 同一開催執務委員が二人以上ある場合において、当該開催執務委員が県に属する事務を執行する者であるときは委員長が、競技実施法人に属する事務を執行する者であるときは競技委員長がその主任を定める。

(平一九規則一五・一部改正)

(開催執務委員の権限)

第九条 開催執務委員は、この規則の定めるところにより、その事務を執行するために必要な取調べ又は判定若しくは指示を行なうことができる。

(開催執務委員間の通報)

第十条 開催執務委員は、その所掌事務について、他の開催執務委員に関係があると認める事項は、遅滞なくこれを委員長及びその関係開催執務委員に通報しなければならない。

第二節 委員長、副委員長、競技委員長及び総務委員

(委員長及び副委員長)

第十一条 委員長は、競輪の開催に関し一切の責任に任じ、かつ、県に属する事務を執行する開催執務委員及び競技委員長の職務執行を統轄する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(競技委員長)

第十二条 競技委員長は、委員長の指揮を受けて競技実施法人に属する事務を執行する開催

執務委員の職務執行を統轄し、かつ、競技実施法人に属する事務であつて他の開催執務委員の所掌に属さない事項に関する事務をつかさどる。

(平一九規則一五・一部改正)

(総務委員及び補助係員)

第十三条 総務委員は、委員長及び副委員長の職務執行を補助し、かつ、庶務、経理、報道(審判委員及び投票委員の所掌事項を除く。)及び県に属する事務であつて他の開催執務委員の所掌に属さない事項に関する事務をつかさどる。

2 総務委員の事務を補助させるため、庶務員及び報道員を置く。

第三節 番組編成委員

(番組編成委員及び補助係員)

第十四条 番組編成委員は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 競輪振興法人(法第二十三条第一項に規定する競輪振興法人をいう。以下同じ。)に対する出場選手のあつ旋依頼に関する事。
- 二 先頭固定競走(オリジナル)及び先頭固定競走(インターナショナル)に出場する先頭誘導選手(以下「先頭員」という。)の選任に関する事。
- 三 選手の競走別組合せの決定に関する事。

2 番組編成委員の事務を補助させるため、番組編成員を置く。

(平一四規則三・平一九規則一五・平二四規則一九・一部改正)

第四節 検車委員

(検車委員及び補助係員)

第十五条 検車委員は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 出場選手及び先頭員の使用する自転車(以下「自転車」という。)の検査に関する事。
- 二 自転車の管理及び整備に関する事。
- 三 自転車の検査器具の整備及び管理に関する事。

(平一四規則三・一部改正)

(検車委員の通報義務)

第十六条 検車委員は、検査の結果を遅滞なく委員長、競技委員長、番組編成委員及び選手管理委員に通報しなければならない。

(検車委員の補助係員)

第十七条 検車委員の事務を補助させるため、検車員を置く。

第五節 選手管理委員

(選手管理委員)

第十八条 選手管理委員は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 出場選手及び先頭員の健康状態その他出場適性の検査に関すること。
- 二 競走に出場する選手及び先頭員の確定に関すること。
- 三 出場選手及び先頭員の救護、指導取締りその他保護管理に関すること。
- 四 前各号の事務を行なうため必要な器材設備の整備及び管理に関すること。

(選手管理委員の通報義務)

第十九条 選手管理委員は、出場する選手及び先頭員の確定をしたときは、遅滞なくその旨を委員長、競技委員長、番組編成委員、審判委員、検車委員及び投票委員に通報しなければならない。

(選手管理委員の補助係員)

第二十条 選手管理委員の事務を補助させるため、管理員及び医務員を置く。

第六節 審判委員

(審判委員)

第二十一条 審判委員(審判長及び副審判長)は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 出場選手及び先頭員の紹介に関すること。
- 二 発走、着順の判定、勝者の決定、競走の停止その他審判に関すること。
- 三 前各号に係る報道に関すること。
- 四 前各号の事務を行なうために必要な器材設備の整備及び管理に関すること。

(審判委員の通報義務)

第二十二条 審判委員は、発走にあたり選手を除外したときは、遅滞なくその旨を委員長、競技委員長、番組編成委員、選手管理委員及び投票委員に通報しなければならない。

2 審判委員は、着順を判定し、及び勝者を決定したときは、ただちにこれを委員長、競技委員長、番組編成委員、選手管理委員及び投票委員に通報しなければならない。

(審判委員の補助係員)

第二十三条 審判委員の事務を補助させるため、次の係員を置く。

- 一 発走合図員
- 二 発走員
- 三 決勝審判員(判定写真をつかさどる者を含む。)
- 四 走路審判員(先頭通過審判をつかさどる者を含む。)
- 五 計時員

六 記録員

七 周回通告員(打鐘をつかさどる者を含む。)

八 計測員

九 審判報道員

十 整備員

(審判としての資格)

第二十四条 審判委員並びに前条第一号、第三号、第四号及び第七号の係員は、法第六条の規定による審判員として、競輪振興法人に登録された者でなければならない。

(平一四規則三・平一九規則一五・一部改正)

第七節 投票委員

(投票委員)

第二十五条 投票委員は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 車券の発行及び発売に関する事。
- 二 払いもどし金の算出並びに払いもどし金及び返還金の交付に関する事。
- 三 前各号に係る報道に関する事。
- 四 前各号の事務を行なうために必要な器材設備の整備及び管理に関する事。

(投票委員の補助係員)

第二十六条 投票委員の事務を補助させるため、投票係員及び払いもどし係員を置く。

第八節 場内取締委員

(場内取締委員)

第二十七条 場内取締委員は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 入場者の取締り及び救護に関する事。
- 二 入場券の発売に対する取締りに関する事。
- 三 競輪場内の秩序維持に関する事。
- 四 火災その他の災害の予防及びその応急措置に関する事。
- 五 競輪場内の施設を公正安全に保持するために必要な措置に関する事。

(場内取締委員の補助係員)

第二十八条 場内取締委員の事務を補助させるため、警備員及び場内整理員を置く。

第三章 開催要項

(開催要項)

第二十九条 第三条に規定する開催要項には、競輪開催ごとに次に掲げる事項について定め

る。

- 一 競輪開催の日時及び場所
- 二 選手(先頭員を含む。以下この条及び次条において同じ。)参加申込みの締切日
- 三 参加申込みを受け付ける選手の範囲及び資格
- 四 競走及び使用自転車の種類並びに競走の距離
- 五 賞金額及び賞品の種類
- 六 選手に支給する旅費
- 七 その他必要な事項

(平一四規則三・一部改正)

(参加申込みを受け付ける選手の範囲及び資格)

第三十条 競輪に参加申込みをすることができる選手の範囲及び資格は、競輪開催ごとに定める。この場合において、選手は、法第六条の規定による競輪に出場する選手として、競輪振興法人に登録された者でなければならない。

(平一九規則一五・一部改正)

(競走の種類)

第三十一条 競走の種類は、普通競走、先頭固定競走(オリジナル)及び先頭固定競走(インターナショナル)とする。

2 前項の競走の方法は、奈良県営自転車競走競技規則(昭和四十年六月奈良県規則第十三号。以下「競技規則」という。)の定めるところによる。

(平二四規則一九・一部改正)

(自転車の種類)

第三十二条 前条第一項の競走に使用する自転車の種類は、単式競走車とする。この場合における自転車は、法第六条の規定により競輪振興法人に登録されたものでなければならない。

(平一九規則一五・一部改正)

(使用自転車の種類及び規格)

第三十三条 同時に競走する選手には、同一の種類及び規格の自転車を使用させなければならない。

(競走の距離)

第三十四条 競走の距離は、五百メートル以上とし、競輪開催ごとに定める。

(選手等の出走回数)

第三十五条 選手は、同一種類の競走について一日一回に限り出走させるものとする。

2 先頭員は、先頭員として一日三回まで出走することができる。

(昭四三規則二三・一部改正)

(出走選手の数)

第三十六条 同一競走に出走する選手の数、発走線側の直線部において、出走選手一人につき一メートル以上の競走路幅員を与えることのできる範囲内で、競輪開催ごとに定める。

(賞金及び賞品)

第三十七条 県が選手に対して交付する賞金及び賞品の種類は、競輪開催ごとに定める。

2 前項に定める賞金及び賞品以外に賞金又は賞品の寄託を受けた場合においてこれを交付する競走が指定されていないときは、委員長が交付する競走を定めて前項の賞金及び賞品に付加して交付する。

3 同着となつた選手に対する賞金及び賞品は、その着順以下同着となつた選手の数に相当する着順までに定められている賞金及び賞品の合計を等分して交付する。この場合において、賞品を分割することができないときは、委員長が定めるところにより交付する。

第四章 参加申込み、検査及び競走に出場する選手等の確定、番組の編成並びに選手等の管理

第一節 参加申込み

(参加申込みの手續)

第三十八条 競輪振興法人から出場あつ旋を受けて競輪に参加しようとする選手又は競輪に参加しようとする先頭員は、競輪振興法人所定の方法により県に申し込まなければならない。

(平一四規則三・平一九規則一五・平二〇規則五〇・一部改正)

(選手の出場する日の通知等)

第三十九条 県は、前条の参加申込みを承諾したときは、選手及び先頭員の集合時間並びに出場する日を決定し、遅滞なく当該選手及び先頭員にその旨を通知しなければならない。

(参加申込みの取消し)

第四十条 第三十八条の規定による参加申込みは、開催要項を変更された場合又は相当の理由があると認められる場合のほか、取り消すことができない。

2 参加申込みを取り消そうとする選手又は先頭員は、開催の日時及び場所並びに取消しの理由を次条に規定する前日検査の日までに、選手にあつては競輪振興法人及び競技実施法人を、先頭員にあつては競技実施法人をそれぞれ経由して、県に申し出なければならない。

この場合において、傷病を理由とするときは、医師の診断書を提出しなければならない。

(平一四規則三・平一五規則二九・平一九規則一五・平二〇規則五〇・一部改正)

第二節 検査及び競走に出場する選手等の確定

(前日検査)

第四十一条 第三十九条の通知を受けた選手及び先頭員は、自己の出場する日(競輪開催中数日にわたり出場する選手及び先頭員にあつては、その最初の日)の前日の午前十時までに次に掲げるものを携帯して競輪場内の所定の場所に到着し、選手管理委員及び検車委員の検査を受けなければならない。

一 自転車

二 競輪振興法人の発行した登録証

2 前項の集合日時にやむをえない理由のため集合できない先頭員は、あらかじめ連絡して選手管理委員及び検車委員の指示を受け、第四十四条の規定による検査を受ける際、前項の検査を併せて受けることができる。

(平一九規則一五・平二〇規則五〇・令元規則二九・一部改正)

第四十二条 選手及び先頭員が前条の規定により到着したときは、選手管理委員は、当該選手及び先頭員の出場資格、健康状態その他の出場適性を検査して合格した選手には合格証票を交付し、検車委員は、その使用自転車を検査して合格した自転車には合格証紙を確実にはりつけなければならない。

2 前項の合格証票及び合格証紙の様式は、競輪開催ごとに委員長が定める。

(前日検査における出場停止)

第四十三条 選手管理委員及び検車委員は、前条第一項の規定による検査において、それぞれの担当検査事項に関して次の各号のいずれかに該当する事項を認めたときは、当該選手又は先頭員が出場予定の競走の全部又は一部についてその出場を停止する。

一 参加申込みの内容と相違する事項があつたとき。

二 選手又は先頭員が、競走にたえない健康状態であると認めたときその他競走の公正安全を阻害するおそれがあると認めたとき。

三 自転車が、法第六条の規定により競輪振興法人に登録された自転車でなかつたときその他競走の公正安全を阻害するおそれがあると認めたとき。

(平一九規則一五・平二〇規則五〇・一部改正)

(当日検査)

第四十四条 選手及び先頭員は、自己の出場する日の第一競走出走時二時間前に競輪場内の

所定の場所に到着し、改めて選手管理委員及び検車委員の検査を受けなければならない。

第四十五条 選手及び先頭員が前条の規定により到着したときは、選手管理委員及び検車委員は、第四十二条の規定によつて行なう検査に準じて、選手及び先頭員並びにその自転車を検査しなければならない。

(当日検査における出場停止)

第四十六条 選手管理委員及び検車委員は、前条の規定による検査において、それぞれの担当検査事項に関して次の各号のいずれかに該当する事実を認めたときは、その日の競走に出場することを停止する。

一 第四十二条の検査を受けた事項についてその検査に合格したときと相違する事実を発見したとき。

二 第四十三条各号のいずれかに該当する事実を発見したとき。

(平二〇規則五〇・一部改正)

(競走に出場する選手等の確定)

第四十七条 選手管理委員は、第四十五条に規定する検査の結果に基づき競走に出場する選手及び先頭員を確定する。

2 前項の規定により競走に出場することが確定した選手及び先頭員は、やむをえない理由のある場合のほか、出走を拒んではならない。

第三節 番組の編成

(番組の決定)

第四十八条 番組編成委員は、毎日、第四十二条第一項の規定による検査に合格した選手であつて翌日競走に出場するものについて競走番号及び選手番号を決定し、翌日競走に出場する先頭員について競走番号を決定する。

(平一四規則三・全改)

(番組の発表)

第四十九条 番組編成委員は、前条の規定により出場選手の選手番号を決定したときは、出走表の掲示その他の適切な方法により発表する。

(平一四規則三・一部改正)

(番組決定に対する異議申立排除)

第五十条 選手及び先頭員は、第四十八条の規定による決定に対しては、異議を申し立てることができない。

(平一四規則三・一部改正)

第四節 選手及び先頭員の管理

(出場選手等の服装)

第五十一条 選手は、選手番号を記した長そでのユニフォーム及び選手番号を記した布製の覆い(以下「ヘルメット覆い」という。)をかぶせた乗車用安全帽(以下「ヘルメット」という。)を着用しなければならない。

- 2 前項に規定するユニフォーム(委員長が指定した選手のユニフォームを除く。)及びヘルメット覆いは、別表に定める選手番号別の色を基調として配色されたものとする。
- 3 先頭員は、委員長が指定したユニフォーム、ヘルメット覆いをかぶせたヘルメット及びパンツを着用しなければならない。

(平一四規則三・全改、平二〇規則五〇・一部改正)

第五十二条 出場選手及び先頭員の服装は、次に掲げるところによる。

- 一 パンツは、短パンツとすること。
- 二 靴は、自転車競技の用に供する短靴とすること。
- 三 くつ下を使用する場合は、くるぶしをこえない程度にすること。

(平三規則五九・平一四規則三・一部改正)

(薬物の使用禁止)

第五十三条 選手は、競走能力を一時的にたかめる目的をもって薬物その他のものを使用してはならない。

(競走の除外)

第五十四条 選手管理委員は、第五十一条から前条までの規定及び競技規則第三条の規定に違反した選手を、その回の競走から除外することができる。

第五章 制裁

(委員長の制裁)

第五十五条 委員長は、競走の公正を確保するため、第九条の規定による取調べ又は判定若しくは指示に従わない選手に対し戒告し、又は当該競輪の最後の日までの間競走に出場することを停止し、若しくは関与することを禁止することができる。

(制裁審議会)

第五十六条 競走の公正を確保するため必要な制裁(前条に規定する制裁を除く。)に関する事務を行なわせるため、制裁審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第五十七条 審議会は、開催執務委員をもつて組織する。

- 2 審議会に会長を置き、委員長をもつてあてる。

3 審議会の議事に関し必要な事項は、審議会が定める。

(制裁審議会の制裁)

第五十八条 審議会は、選手又は先頭員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該選手又は先頭員に対し、戒告し、又は県が行う競輪に一年以内の期間を限って出場を停止することができる。

一 第四十一条第一項、第四十四条、第四十七条第二項、第五十一条又は第五十三条の規定に違反したとき。

二 競技規則第三条又は第四条に違反したとき。

三 競技規則第三十七条第一項第二号若しくは第三号に該当したとき又は同条第二項に該当し、失格となつたとき。

四 競技規則第二十三条第一項、第二十四条(競技規則第三十六条において準用する場合を含む。)、第二十五条(競技規則第三十六条において準用する場合を含む。)又は第二十九条に違反したとき。

五 競技規則第二十三条の二の規定による指示に従わなかつたとき。

(昭四三規則二三・昭六三規則三一・平一四規則三・平一五規則二九・平二四規則一九・一部改正)

第五十九条 審議会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、戒告し、又は県が行う競輪に出場することを停止し、若しくは関与することを禁止することができる。

一 不正の目的をもって参加申込みの内容を偽つた者

二 不正の目的をもって自己若しくは他の選手の能力又は自転車の全能力を発揮しなかつたとき、又は発揮させなかつた者

三 競走に関し、不正の協定の申込みをし、又はその協定を実行した者

四 競走に関し、不正の目的をもって選手に対し、暴行し、若しくは脅迫し、又は財物その他の利益を与えることを約束した者

五 前号の場合において財物その他の利益を受け、又は受け取ることを約束した者

六 開催執務員の職務の執行を妨害した者

(平一四規則三・平二〇規則五〇・一部改正)

第六章 異議の申出

(異議の申出)

第六十条 審議会の制裁を受けた者が、当該制裁に不服があるときは、知事に対して異議を申し出ることができる。

2 前項の異議の申出は、制裁の通告を受けたことを知った日から六十日以内に、次に掲げる事項を記載した書面をもつてしなければならない。

一 当該異議を申し出る者の住所、氏名及び年齢

二 競輪振興法人から交付を受けた登録証の登録番号(当該異議を申し出る者が、法第六條の規定により競輪に出場する選手として競輪振興法人に登録された者である場合に限る。)

三 不服とする制裁の概要

四 制裁に係る処分があつたことを知った年月日

五 異議申出の理由

(平一四規則三・平一五規則二九・平一九規則一五・一部改正)

(裁決の通知)

第六十一条 知事は、前条の規定により申出のあつた異議について裁決をしたときは、速やかにその内容を書面をもつて当該異議を申し出た者に通知する。

(平一四規則三・一部改正)

第七章 入場料及び入場者並びに競輪場内取締り

第一節 入場料及び入場者

(入場料)

第六十二条 入場者のうち飛天交流館において観覧しようとする者から、入場料として、千円を徴収する。

2 徴収した入場料は、返還しない。

(昭五〇規則三四・平一八規則三〇・平一九規則一五・平二〇規則五〇・一部改正)

(入場券)

第六十三条 入場券は、本符及び原符に分け、本符は入場料を納付した者に交付し、原符は県において保有するものとする。

2 記載された文字若しくは番号が判明しない入場券又は原形を認識できない入場券は、無効とする。

(平元規則一一・平一四規則三・一部改正)

(無料入場者の範囲)

第六十四条 次に掲げる者が飛天交流館において観覧しようとするときは、第六十二条の規定にかかわらず、入場料を徴収しない。

一 法第十条各号に掲げる者

- 二 国会議員
- 三 競輪施行者たる地方公共団体の議会の議員
- 四 競輪に関係する報道関係者であつて知事の定めるもの
- 五 警察職員、消防職員、その他の者であつて知事が競輪の開催に関し必要と認めるもの
- 六 競輪場の売店の従業員
- 七 競輪に関して学識経験を有する者等で知事が定めるもの
- 八 十五歳未満の者

(昭六〇規則二八・平一五規則二九・平一九規則一五・平二〇規則五〇・一部改正)

(無料入場証の交付)

第六十五条 前条第一号から第七号までに掲げる者に対しては、記章、腕章、通行証その他当該各号に該当することの証(以下「無料入場証」という。)を交付する。

(昭六〇規則二八・平一九規則一五・一部改正)

(入場券等の改札及び検査)

第六十六条 飛天交流館において観覧しようとする者は、飛天交流館への入場に際し、入場券又は前条の規定により交付を受けた無料入場証を提示し、その改札又は検査を受けなければならない。ただし、第六十四条第八号に掲げる者については、この限りでない。

(昭六〇規則二八・平一九規則一五・平二〇規則五〇・一部改正)

第六十七条 削除

(昭五八規則五三)

(立入りの制限)

第六十八条 自転車競走路及びその内側、決勝審判室、開催執務員控室、番組編成室、選手管理室、掲示場、車券発売所、払戻金交付所その他委員長が指定する場所には、それぞれその事務に従事する者又は委員長が許可した者でなければ立ち入ることができない。

(平一四規則三・一部改正)

第六十九条 次の各号に掲げる者でなければ選手控室、検査室、自転車保管場及び自転車修理場に立ち入ることができない。

- 一 当該競輪に出場する選手及び先頭員
- 二 開催執務員、競輪振興法人の役員並びに当該競輪に関係する県及び国の職員
- 三 前二号に掲げる者以外の者であつて委員長が許可したもの

(平一九規則一五・一部改正)

第二節 競輪場内取締り

(入場禁止)

第七十条 委員長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して競輪を開催している日に競輪場への入場を禁止することができる。

- 一 他人の迷惑となるような服装をし、裸になり、泥酔し、又はみだりに高声を発する等品性を乱している者
 - 二 第五十九条の規定により出場を停止され、又は関与することを禁止されている者
 - 三 競輪審判員、選手および自転車登録規則(昭和三十二年通商産業省令第三十九号)第二十一条第二号又は第三号の規定に該当し、競輪振興法人から選手登録を削除された者
 - 四 競輪の実施を妨げる行為をし、又はしようとした者
 - 五 前二条に規定する場所に故なく立ち入った者
 - 六 競輪場内で他人の車券購入を妨害し、強制し、又は故なく干渉した者
 - 七 開催執務員又は選手に対し、暴行し、脅迫し、又は不正の目的をもって財物その他の利益を与え、若しくは与えることを約束した者
 - 八 法第五十六条各号、第五十七条各号及び第五十八条各号に掲げる者又はこれに該当することとなるおそれがある者
 - 九 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者
 - 十 違法な行為をし、若しくはしようとした者又は競輪場内の秩序を乱した者
- 2 委員長は、入場券又は無料入場証を持っていない者(第六十四条第八号に掲げる者を除く。)に対して、競輪を開催している日に飛天交流館への入場を禁止することができる。

(昭六〇規則二八・全改、平一九規則一五・平二〇規則五〇・一部改正)

(退場命令)

第七十一条 場内取締委員は、既に入場している者が次の各号のいずれかに該当する場合には、競輪場から退場を命ずることができる。

- 一 前条第一項各号に掲げる者
 - 二 委員長の許可なく、業として競輪の予想をし、又は指定された場所以外の場所において物品を販売した者
 - 三 委員長の許可なく、業として払戻金の立替えを行い、又は広告物を配付し、若しくは張り付けた者
 - 四 その他場内取締委員の指示に従わない者
- 2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、その日においては再び競輪場に入場することができない。

3 場内取締委員は、入場券又は無料入場証を持っていない者が既に飛天交流館に入場している場合においては、飛天交流館から退場を命ずることができる。

(昭六〇規則二八・平二〇規則五〇・一部改正)

第八章 勝者投票及び払戻し

(昭六二規則二五・平八規則三二・改称)

第七十二条 削除

(昭五〇規則三四)

(車券)

第七十三条 発売する車券は、券面金額十円の子券十枚分以上を一枚で代表する車券とする。

2 車券には、次に掲げる事項を記載する。

一 勝者投票法の種類を示す文字

二 発行者名

三 競輪場名

四 競輪施行の年月日を示す文字

五 競走番号(重勝式勝者投票法にあつては、組。第七十八条において同じ。)

六 選手番号(連勝単式勝者投票法及び連勝複式勝者投票法並びに重勝式勝者投票法にあつては、組。第七十六条第一項及び第七十八条において同じ。)

七 券面金額

八 通し番号

3 県は、前項の規定により記載した事項の記録を保存する。

(平八規則三二・全改、平一一規則五九・平一四規則三・平二一規則四・一部改正)

(車券購入の方法)

第七十四条 車券を買おうとする者は、自己の欲する勝者投票法の種類別の車券発売窓口において、自己の欲する選手番号又は組及び枚数を示し、車券の券面金額に枚数を乗じて得た金額と引換えに車券を買わなければならない。

2 車券発売窓口で勝者投票法の種類が示されていないときは、車券発売窓口において、自己の欲する選手番号又は組及び枚数を勝者投票法の種類別に示し、車券の券面金額に枚数を乗じて得た金額と引換えに車券を買わなければならない。

(平八規則三二・平一一規則五九・一部改正)

(勝者投票法)

第七十四条の二 勝者投票法は、単勝式勝者投票法、複勝式勝者投票法、連勝単式勝者投票

法及び連勝複式勝者投票法(以下「基本勝者投票法」という。)並びに重勝式勝者投票法の五種とする。

- 2 連勝単式勝者投票法は、枠番号二連勝単式勝者投票法、選手番号二連勝単式勝者投票法及び選手番号三連勝単式勝者投票法とする。
- 3 連勝複式勝者投票法は、枠番号二連勝複式勝者投票法、普通選手番号二連勝複式勝者投票法、拡大選手番号二連勝複式勝者投票法及び選手番号三連勝複式勝者投票法とする。
- 4 重勝式勝者投票法は、三重勝単式勝者投票法、四重勝普通選手番号二連勝複式勝者投票法、五重勝単式勝者投票法、六重勝単式勝者投票法及び七重勝単式勝者投票法とする。

(平八規則三二・追加、平一一規則五九・平一四規則三五・平二一規則四・一部改正)

第七十四条の三 共同開催競輪においては、基本勝者投票法は、用いない。

(平二四規則二〇・追加)

第七十四条の四 第四十八条の規定による決定の時に出走すべき選手が六人以下である競走においては、枠番号二連勝単式勝者投票法及び枠番号二連勝複式勝者投票法は、用いない。

(平一四規則三五・全改、平一五規則二九・旧第七十四条の四繰上、平二三規則三四・一部改正、平二四規則二〇・旧第七十四条の三繰下)

第七十四条の五 三重勝単式勝者投票法及び六重勝単式勝者投票法は、発売した車券に係る競走が全て終了したときに実施を停止する。

(平二一規則四・追加、平二四規則二〇・旧第七十四条の四繰下)

(車券の発売開始及び締め切り)

第七十五条 車券(重勝式勝者投票法に係るものを除く。第七十六条第一項及び第七十七条第一項において同じ。)の発売は、その競走に出場する選手を所定の掲示場に発表したとき以後に開始し、競走に出場する選手が発走線を発走する前にこれを締め切る。

- 2 重勝式勝者投票法に係る車券の発売は、対象となる競走のうち最も早く実施される競走に出場する選手を所定の掲示場に発表したとき以後に開始し、対象となる競走のうち最も早く実施される競走に出場する選手が発走線を発走する前にこれを締め切る。

(平二一規則四・一部改正)

(総券面金額の掲示)

第七十六条 車券の発売を締め切つたときは、遅滞なく、発売した勝者投票法の種類ごとに、選手番号別の車券の総券面金額を掲示する。

2 重勝式勝者投票法に係る車券の発売を締め切つたときは、遅滞なく、発売した重勝式勝者投票法の種別ごとに、車券の総券面金額並びに法第十三条第一項及び第二項に規定する加算金の額を掲示する。

(平一四規則三五・平二一規則四・一部改正)

(払戻率)

第七十六条の二 法第十二条第一項の競輪施行者が定める率は、百分の七十五とする。

(平一九規則一五・追加)

(返還金の交付)

第七十七条 車券を発売した後、当該競走について次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該競走における投票は無効とし、当該車券と引換えにその券面金額を返還金として交付する。

一 出走すべき選手がなくなり、又は一人のみとなつたとき。

二 競走が成立しなかつたとき。

三 競走に勝者がなかつたとき。

2 複勝式勝者投票法において、車券を発売した後、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該勝者投票は無効とし、当該車券と引換えにその券面金額を返還金として交付する。

一 車券の発売開始の時に、出走すべき選手が五人以上七人以下であつた場合において出走する選手が二人のみとなつたとき。

二 車券発売開始の時に、出走すべき選手が八人以上であつた場合において、出走する選手が二人又は三人となつたとき。

3 単勝式勝者投票法及び複勝式勝者投票法において、発売した車券に表示された選手が出走しなかつたとき、又は審判委員の宣告により発走から除外されたときは、その選手に対する投票は無効とし、当該車券と引換えにその券面金額を返還金として交付する。

4 選手番号二連勝単式勝者投票法、選手番号三連勝単式勝者投票法、普通選手番号二連勝複式勝者投票法、拡大選手番号二連勝複式勝者投票法及び選手番号三連勝複式勝者投票法において、発売した車券に表示された組の選手の一人以上が出走しなかつたとき又は審判委員の宣告により発走から除外されたときは、その組に対する投票は無効とし、当該車券と引換えにその車券金額を返還金として交付する。

5 枠番号二連勝単式勝者投票法及び枠番号二連勝複式勝者投票法において、発売した車券に表示された組に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、その組に対する投

票は無効とし、当該車券と引換えにその券面金額を返還金として交付する。

- 一 異なる枠番号を付けられた選手を一組とした場合にあつては、発売した車券に表示された選手のうち枠番号を同じくする選手のすべてが出走しなかつたとき。
 - 二 同一の枠番号を付けられた選手を一組とした場合にあつては、発売した車券に表示された選手の一人以上が出走しなかつたとき。
- 6 枠番号二連勝単式勝者投票法において、車券を発売した後、出走する選手が同一の枠番号を付けられた選手のみとなつたときは、当該勝者投票は無効とし、当該車券と引換えにその券面金額を返還金として交付する。
 - 7 枠番号二連勝複式勝者投票法及び普通選手番号二連勝複式勝者投票法において、車券を発売した後、出走する選手が二人のみとなつたときは、当該勝者投票は無効とし、当該車券と引換えにその券面金額を返還金として交付する。
 - 8 拡大選手番号二連勝複式勝者投票法において、車券を発売した後、出走する選手が二人又は三人となつたときは、当該勝者投票は無効とし、当該車券と引換えにその券面金額を返還金として交付する。
 - 9 選手番号三連勝複式勝者投票法において、車券を発売した後、出走する選手が三人のみとなつたときは、当該勝者投票は無効とし、当該車券と引換えにその券面金額を返還金として交付する。
 - 10 重勝式勝者投票法において、基本勝者投票法の投票が第一項から第七項までの規定により無効となつたときは、当該投票の車券に表示された選手(連勝単式勝者投票法又は連勝複式勝者投票法を基本勝者投票法とする場合にあつては、当該投票の車券に表示された組)をその車券に表示する重勝式勝者投票は、無効とし、当該車券と引換えにその券面金額を返還金として交付する。
 - 11 入場者以外の者に対し発売した車券の発売金額の全部又は一部を、天災その他やむを得ない事由により、入場者に対して発売した車券の発売金額と合計することができなかつたときは、入場者以外の者の投票であつて合計することができなかつたものは無効とし、当該車券と引換えにその券面金額を返還金として交付する。

(昭四三規則二三・平八規則三二・平一一規則五九・平一四規則三五・平二一規則四・一部改正)

第七十八条 車券を買つた者は、どのような理由があつてもその車券に表示してある競走番号、選手番号その他の事項の変更を要求し、又は前条の規定による場合のほか、車券の買戻しを請求することができない。

(平八規則三二・一部改正)

(払戻金額の揭示)

第七十九条 競走(重勝式勝者投票法にあつては、対象となる競走のうち最も遅く実施される競走)が終了した後、勝者の決定表示があつたときは、勝者投票的中者又は法第十二条第四項の規定による投票不的中者に交付すべき券面金額十円の車券十枚分以上を一枚で代表する車券に対する払戻金額を揭示する。

2 前項の規定にかかわらず、法第十二条第三項に規定する指定重勝式勝者投票法にあつては、勝者投票的中者がいないときは、払戻金を交付しないことを揭示する。

(昭四三規則二三・平八規則三二・平一九規則一五・平二一規則四・一部改正)

(払戻金の交付場所)

第八十条 払戻金の交付は、競輪の開催日にあつては払戻金交付所において、競輪を開催しない日にあつては競輪場事務所において行う。

(平八規則三二・一部改正)

(電話機等による勝者投票)

第八十一条 第七十三条、第七十四条、第七十五条及び前条の規定にかかわらず、通信回線を経由した電話機、通信回線を経由したインターネットを利用できる電子計算機その他の端末機器による勝者投票の場合における車券購入の方法等については、奈良県営自転車競走電話投票実施規則(昭和六十二年十二月奈良県規則第二十六号)又は奈良県営自転車競走電子決済投票実施規則(平成三十一年三月奈良県規則第六十九号)の定めるところによる。

(昭六二規則二五・追加、平二一規則四・平三一規則五〇・一部改正)

(車券の無効)

第八十二条 第七十三条第二項の規定により記載された文字が不明である車券又は原形を認識できない車券は無効とし、払戻金又は返還金の交付を行わない。

(平八規則三二・全改、平二一規則四・一部改正)

(先頭員の取扱い)

第八十三条 先頭固定競走(オリジナル)及び先頭固定競走(インターナショナル)の先頭員は、勝者投票の対象としない。

(昭六二規則二五・旧第八十二号繰下、平二四規則一九・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(奈良県営自転車競技実施規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

一 奈良県営自転車競技実施規則(昭和二十五年三月奈良県規則第十号)

二 奈良県営自転車競走勝者投票及び払いもどし規則(昭和二十五年三月奈良県規則第十一号)

三 奈良県営自転車競技場入場者及び場内取締規則(昭和二十五年三月奈良県規則第十二号)

別表(第五十一条関係)

(平一四規則三・全改、平二〇規則五〇・旧別表第一・一部改正、平二三規則三四・一部改正)

出走選手数及び色別	出走すべき選手が九人であるとき		出走すべき選手が八人であるとき		出走すべき選手が七人であるとき		出走すべき選手が六人であるとき		出走すべき選手が五人であるとき	
	選手番号	ユニフォーム及びヘルメット覆いの色								
1	1	白	1	白	1	白	1	白	1	白
2	2	黒	2	黒	2	黒	2	黒	2	黒
3	3	赤	3	赤	3	赤	3	赤	3	赤
4	4	青	4	青	4	青	4	青	4	青
	5	黄								
5	6	緑	5	黄	5	黄	5	黄	5	黄
	7	だいたい	6	緑						
6	8	桃	7	だいたい	6	緑	6	緑		
	9	紫	8	桃						

					い			
--	--	--	--	--	---	--	--	--

附 則(昭和四三年規則第三二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四四年規則第二六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五〇年規則第三四号)

この規則は、昭和五十年十二月八日から施行する。

附 則(昭和五八年規則第五三号)

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 則(昭和五九年規則第二七号)

この規則は、昭和五十九年十一月二十九日から施行する。

附 則(昭和六〇年規則第二八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六二年規則第二五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六三年規則第三一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年規則第一一号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第二の規定は、平成元年七月五日から適用する。

附 則(平成三年規則第五九号)

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

附 則(平成八年規則第三二号)

(施行期日)

1 この規則は、平成八年十二月十八日から施行する。

(奈良県営自転車競走電話投票実施規則の一部改正)

2 奈良県営自転車競走電話投票実施規則(昭和六十二年十二月奈良県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成一一年規則第五九号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

(奈良県営自転車競走電話投票実施規則の一部改正)

2 奈良県営自転車競走電話投票実施規則(昭和六十二年十二月奈良県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成一二年規則第二六号)

この規則は、平成十二年十一月九日から施行する。

附 則(平成一四年規則第三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一四年規則第三五号)

この規則は、平成十五年一月二日から施行する。

附 則(平成一五年規則第二九号)

この規則は、平成十六年一月五日から施行する。

附 則(平成一八年規則第三〇号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年規則第一五号)

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則(平成二〇年規則第五〇号)

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成二一年規則第四号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(奈良県営自転車競走電話投票実施規則の一部改正)

2 奈良県営自転車競走電話投票実施規則(昭和六十二年十二月奈良県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成二三年規則第三四号)

この規則は、平成二十三年十二月三十一日から施行する。

附 則(平成二四年規則第一九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二四年規則第二〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二七年規則第八一号)

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則(平成三一年規則第五〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年規則第二九号)

この規則は、令和二年一月一日から施行する。